

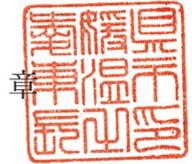
東温市公告第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により東温市森林整備計画をたてるため、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、東温市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、東温市長に対し、理由を付けた文書をもって、意見を提出することができる。

令和8年2月4日

東温市長 加藤



- 1 縦覧場所  
東温市役所 2階 産業建設部 農林振興課
- 2 縦覧期間  
自 令和7年2月4日  
  
至 令和8年3月6日